

住宅火災・自然災害から高齢者を地域で見守る

災害時要援護者といわれる、ひとり暮らしの高齢者、重度の障害者や高齢者で構成されている世帯に、ボランティアで住宅用火災警報器や家具転倒防止器具を取付けます。

住宅用火災警報器の取付け

住宅火災における被害状況は、住宅用火災警報器が設置されている場合は、設置されていない場合に比べ、死者の発生は約4割減、焼損床面積、損害額は概ね半減しています。

火災警報器の設置場所

- 取付けが義務付けられている所
- 取付けをおすすめする所



【取り付等の範囲】

家具の転倒防止器具は、ポール式・ベルト式器具、L型金具など。
住宅用火災警報器は、寝室、台所、階段、居間など。



家具転倒防止器具の取付け

阪神・淡路大震災等の大地震では、非常に多くの人が建物の倒壊や家具等の転倒、落下が原因で死傷しています。

地震の揺れから身を守るためには、家の耐震化だけでなく、家具、家電、照明器具などの転倒・落下防止対策が必要です。

【対象世帯】

原則として、赤穂市在住で満65歳以上のひとり暮らしの高齢者及び重度の障がい者、また、70歳以上の高齢者のみで構成された世帯です。

【費用】

家具転倒防止の資材等、火災警報器の器具本体は、各世帯の負担となります。取付け作業費は無料です。

地域防火・防災見守り隊

お問い合わせ先

中谷 TEL・FAX 42-0990